

## 鹿沼市立榆木小学校における「いじめ防止基本方針」

令和6年4月1日策定

本方針は、いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号）第十三条により、榆木小学校のすべての児童が安心して充実した学校生活を送ることができるよう、いじめ防止などを目的に策定しました。

### 1. いじめに対する基本姿勢

本校ではすべての教職員が「いじめは、どの学校・どの学級でも起こりうるものであり、いじめ問題に全く無関係ですむ児童はいない。」という基本認識に立ち、絶対許してはいけないものとしてとらえ、全ての児童を対象にいじめに向かわせないための未然防止に取り組む姿勢を全教職員で示します。

### 2. いじめ問題に取り組むための校内組織

いじめ防止などの対策のための校内組織「いじめ防止対策委員会」を組織します。「いじめの起こらない学校づくり」に向け、様々な教育活動を通した未然防止対策を行い、また、いじめが発生した際には、解決に向け組織的に対応します。

### 3・いじめの未然防止、早期発見、早期解決に関する考え方

- (1) 児童一人一人が認められ、お互いに相手を思いやる雰囲気づくりに学校全体で取り組みます。特に、自他の人権を尊重する児童の育成、一人一人の個性や良さを認める教育活動、他者理解を促進する教育活動を推進します。
- (2) いじめの早期発見のため、児童の日常生活の些細な変化まで見取るように努めます。また、各種調査や相談活動を通じていじめの芽を発見し、素早く摘むようにします。児童に些細でも心配な状況があった場合には、御家庭に連絡をするようにします。
- (3) いじめが確認された場合は、「いじめ対策委員会」を中心に対応を検討し早期解決にあたります。  
以下が対応する基本的な考え方です。
  - ・事実確認をした上で、いじめられている児童の身の安全を最優先に考え、いじめている側の児童に対して毅然とした態度で指導に当たります。
  - ・傍観の立場にいる児童たちにもいじめているのと同様であるということを指導します。
  - ・学校だけでなく各種団体や専門家（スクールカウンセラー等）と協力をして解決にあたります。
  - ・いじめは学校・家庭・地域すべてが連携しながら解決にあたります。

### 4・教育委員会や関係機関などの連携

- (1) いじめにより児童の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いや、相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある等の重大事態が発生した場合は、速やかに鹿沼市教育委員会に報告し、その後の調査や対応の相談をします。これは、児童や保護者から重大事態に至ったという申し出があった場合も同様とします。
- (2) いじめの内容が犯罪行為として取り扱うべきものと認められる時には、鹿沼警察署と連携して対応します。また、児童の生命、身体又は財産に重大な損害が生じる恐れがある時には、直ちに鹿沼警察署に通報し、適切に援助を求めます。

## **5. 保護者への連絡と支援・助言**

いじめが確認された場合は、保護者に事実関係を伝え、いじめを受けた児童と保護者に対する支援や、いじめを行った児童の保護者に対する助言を行います。また、事実確認により判明した、いじめ事案に関する情報を適切に関係保護者に提供します。

## **6. 学校評価の実施**

いじめ問題への取組等について自己評価を行い、学校評議員会での点検も含め、その結果を公表します。